

山梨県公報

第二千七百九十六号

平成三十年

六月四日

月 曜 日

目次

○貸付金の元利償還金の徴収事務の委託	二六三
○保安林の指定の予定	二六三
○随意契約の相手方の決定について	二六三

告示

山梨県告示第五百五十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金の徴収に関する事務を平成三十年四月一日に次の者に委託した。

平成三十年六月四日

- 一 受託者 甲府市北新一丁目二番十二号 山梨県知事 後 藤 齋
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
- 二 委託の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

山梨県告示第五百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年六月四日

- 一 保安林の所在場所 笛吹市芦川町鷺宿字里道二二五五の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法

公告

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字里道二二五五の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年六月四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 随意契約に係る役務
(一) 名称 山梨県財務会計システム維持管理業務
(二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
(一) 名称 山梨県総務部情報政策課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十年四月一日
- 四 随意契約の相手方
(一) 名称 日本電気株式会社
(二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 五 契約金額 三千二百八十九万六千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番